

米原市社会福祉協議会苦情相談委員会規程

（設置）

第1条 米原市社会福祉協議会苦情相談委員規程第9条に基づき社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に設置する米原市社会福祉協議会苦情相談委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定める。

（目的）

第2条 委員会は、本会が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進することを目的に委員の情報交換および困難事例の検討を行うものとする。

（委員長および副委員長）

第3条 委員会に委員長、副委員長を各1名置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その会務を代理する。

（会議の開催）

第4条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長があたる。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席および意見を求めることができる。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとする。

附則

この規定は、平成17年10月1日から施行する。